

別記第1号様式（第7条第2項関係）

タブレット端末等貸与申請書兼誓約書

あて先) 多古町教育委員会 教育長

タブレット端末及び付属品の貸与を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項（をつけてください）

下記、「貸与に係る留意事項」を確認し、借用した機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

年 月 日 多古町立\_\_\_\_\_

児童・生徒氏名\_\_\_\_\_

保護者氏名\_\_\_\_\_ 印（自署のみ押印省略可）

貸与に係る留意事項  
(タブレット端末及び付属品)

○GIGA スクール構想に基づき、町立学校に在籍する児童生徒にタブレット端末等機器（以下「貸与機器」という。）の無償貸与を以下のとおり実施します。貸与機器の利用に係り、本書の提出をお願いします。

○貸与期間は義務教育が終了するまでとします。

○転校や卒業などにより在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。

○貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はやめてください。本町において貸与機器の通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気代については、御家族で負担をお願いいたします。

貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止します。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。

- (1) 貸与機器を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与機器に装飾等を行い受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4) 貸与機器を学習活動以外に使用すること。
- (5) 貸与機器を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (6) その他、貸与機器の目的に反すること。

貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理をしないでください。なお、盗難等の被害があった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

※町立学校に兄弟姉妹がいる場合には、人数分提出してください。